

厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則案(概要)

「厚生労働省関係地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則案」概要

1. 概要

- 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）の施行に伴い、厚生労働省令で定めることとされている労働者派遣事業の届出等について規定するもの。

2. 内容

- (1) 労働者派遣事業の届出について、特定地域づくり事業協同組合は都道府県労働局長に届け出なければならないこととする。
- (2) 労働者派遣事業の届出書を提出した者が事業所に備え付ける書類に記載する事項については、以下の事項とする。
 - ・ 名称及び代表者の氏名
 - ・ 事業所の名称及び所在地
- (3) 労働者派遣事業の届出書等については、職業安定局長の定める様式によるものとする。
- (4) その他所要の措置を講じる。

3. 根拠条文

- 法第18条第1項及び第6項並びに第20条並びに同法第18条第2項の規定により読み替えて適用される労働者事業の適正な確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第8条第2項

4. 施行期日等

- 公布日：令和2年4月中旬（予定）
- 施行期日：法の施行の日（令和2年6月4日）